

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	ニツ石 (ニツ石)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻を中心とした露地野菜による経営を営む農家が多い。また、畜産農家もいることから耕畜連携が行なわれている。地域内の農地については、ほ場整備がほぼ完了しており優良農地においては放棄田の発生はない。しかし、山手に近いところでは、鳥獣被害や法面が多く草刈りに労力を取られることから放棄田が発生しており、今後も増加することが懸念される。さらに、担い手が、高齢化も進んでいるため機械導入による草刈りや農作業の省力化が求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も担い手による水稻を中心とした農業経営は継続していく。山手に近いほ場では、獣害対策をしっかりと行い草刈りは機械化することで農地の維持を図っていく。ため池の堤の草刈りや水路掃除において地域全体で取り組んでいく。担い手への集約を進めていくと同時にさらなる機械化と労力軽減を進めていく。新規就農へ地域内の先輩農家などと地区一体となり技術支援を行なっていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中川原町ニツ石地区、および安乎町中田地区の一部

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化しており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承をしても良いという若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めて行く。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落内の農地については、ほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区では、後継者が勤めている農家が多く、今後、地域の農地については、地域で守って行くことを基本とし、円滑な経営継承ができる用地域ぐるみで取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 地域全体に侵入防止柵を設置する。それと同時に害獣の潜伏場所をなくす為に、畦や山際の草や雑木を除去する。定期的に、見回りを行ない柵の状態や侵入状況を地域全体で共有する。
- ②⑨ 耕畜連携を地区内で推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用して減肥料の取り組みを進める。
- ⑦ あぜの草刈りや水路掃除、ため池の管理など地元住民が少なくなってくる中で、地域の取り決めに共有する必要がある。また、機械の導入や更新でできるだけ省力化を進めていく。